

令和5年6月9日

**新型コロナウイルス感染拡大防止に係る費用の設計変更について（廃止）
お 知 ら せ**

瀬戸内市契約管財課

瀬戸内市発注の建設工事及び建設関係業務について、受注者が、追加で費用を要する新型コロナウイルスに係る感染拡大防止対策を実施する場合の費用について、施工計画書又は業務計画書への反映と確実な履行を前提として、設計変更の対象としておりましたが、令和5年5月8日に新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが変更されたことに伴い、建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドラインが廃止されましたので、新型コロナウイルス感染拡大防止対策に係る費用については設計変更の対象としないこととしましたのでお知らせします。

記

1 適用

令和5年5月8日以降は、新型コロナウイルス感染拡大防止対策に係る費用については設計変更の対象としません。既契約の工事においても同様です。

【問合せ先】

瀬戸内市総務部契約管財課

Tel : 0869-22-3906